● 資料編 ●

資料編１　平成 21 年４月１日以降の主な出来事

（平成 21 年度以降）

年　月　日	出　来　事	内　　容
平成 21. 4. 1	東京入国管理局横浜支局企画管理・調査部門及び処遇・執行部門の新設	東京入国管理局横浜支局警備部門を廃止し，企画管理・調査部門及び処遇・執行部門を新設した。
	名古屋入国管理局会計課の新設	名古屋入国管理局に会計課を新設した。
6. 1	台湾居住者に対するワーキング・ホリデー制度の実施	一定の要件を満たす 18 歳以上 30 歳以下の台湾居住者に対する在留期間１年のワーキング・ホリデー査証の発給が実施された。
6.1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	不法就労の防止について，外国人や事業主，地方公共団体，在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
6.15 ～ 6.26	上陸審査強化期間の設定	全国の空海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
7.1	「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	企業内転勤の形態で，本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について，上陸許可基準の見直し（申請に係る転勤の直前に外国の事業所において１年以上継続して入管法別表第１の２の表の研究の項の下欄に掲げる業務に従事している場合には，①大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後，従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは３年以上の研究の経験を有すること，又は，②従事しようとする研究分野において 10 年以上の研究の経験を有することを要しない）を行った。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	在留関係の諸申請について，より適切な審査を行うとともに，外国人の利便性の向上を図ること等を目的に，所要の規定（在留資格認定証明書交付申請における提出資料に係る規定，資格外活動許可に係る規定，就労資格証明書交付申請書及び就労資格証明書の様式に係る規定，在留期間更新許可申請等の各申請書の様式に係る規定等）の改正を行った。
7.10	在留特別許可に係るガイドラインの改訂	平成 18 年 10 月に策定した「在留特別許可に係るガイドライン」を見直し，在留特別許可の許否判断の透明性を更に高め，不法滞在者が出頭申告しやすい環境を整備した。
7.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「平成 21 年改正入管法」という。）」の公布	適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として，法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握するとともに，在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の緩和といった利便性を向上させる新たな在留管理制度を構築する規定等を盛り込んだ平成 21 年改正入管法が公布された。
10.5 ～ 10.23	上陸審査強化期間の設定	全国の空海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。

年　月　日	出　来　事	内　　容
12.14 ～ 12.15	第 23 回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において，環太平洋諸国 16 の国，２地域及び３国際機関の担当者を招へいして，「出入国管理セミナー」を開催し，出入国管理行政上の問題について情報及び意見交換を行った。
12.25	新たな研修・技能実習制度に係る「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の公布	平成 21 年改正入管法の一部施行に伴う研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定その他所要の整備を行った。
平成 22.1.1	香港特別行政区政府との口上書の交換に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	香港特別行政区政府との口上書の交換に基づき，一定の要件を満たす 18 歳以上 30 歳以下の香港居住者に対し，在留期間１年のワーキング・ホリデー査証の発給が実施された。
	平成 21 年改正入管法の一部施行	平成 21 年改正入管法中，①乗員上陸の許可を受けた者に旅券又は乗員手帳の携帯及び提示を義務付ける規定，②在留資格「技能実習（第１号）」に係る在留資格認定証明書の交付ができることとする規定が施行された。
1.19	「今後の出入国管理行政の在り方」の法務大臣への報告	法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が，法務大臣に提出された。
1.25	「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第２の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースとして，タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち，一定の要件を満たす者を「定住者」として受け入れることができることとした。
2.1 ～ 2.19	上陸審査強化期間の設定	全国の空海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
2.21	次期事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ）の運用開始	空港におけるＡＰＩＳに，乗員上陸許可申請手続の機能が追加された次期ＡＰＩＳの運用が開始された。
3.3	「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」の改訂	「社会保険に加入していること」について削除した。
3.30	「第４次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第 61 条の 10 に基づき，法務大臣が「第４次出入国管理基本計画」を策定した。
3.31	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布	平成 21 年改正入管法中，22 年７月１日から施行される在留資格「留学」と「就学」の一本化，入国者収容所等視察委員会の設置，上陸拒否の特例の新設等に係る関係規定を整備するとともに，「企業内転勤」に係る基準の見直し，資格外活動許可に係る規定を整備する等の改正を行った。
4.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の一部施行	難民認定申請を行った者に対して許可される仮滞在の滞在期間の上限を，現行の３月から６月に延長した。
	東京入国管理局羽田空港支局の新設	東京入国管理局羽田空港出張所を廃止し，同局羽田空港支局を新設した。

資料編２ 統計

（１）主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	604	777	918	919	857
韓国	84	170	248	216	228
中国	45	61	65	98	114
米国	181	134	139	121	110
中国（台湾）	12	44	69	65	48
パキスタン	34	31	36	49	48
スリランカ	7	14	20	14	35
英国	42	57	39	42	34
オーストラリア	20	40	27	22	30
ドイツ	10	26	26	28	24
フランス	41	47	63	42	19
その他	128	153	186	222	167

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	6,743	7,342	7,916	8,895	9,840
中国	1,381	1,553	1,729	2,096	2,555
韓国・朝鮮	1,373	1,609	1,900	2,249	2,492
米国	1,187	1,160	1,108	1,044	990
パキスタン	290	334	383	456	526
英国	437	443	401	384	374
インド	260	271	282	307	319
フランス	299	321	343	334	297
ネパール	37	46	72	151	271
オーストラリア	182	205	204	196	216
スリランカ	75	94	119	147	199
その他	1,222	1,306	1,375	1,531	1,601

2-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	4,718	7,715	10,959	9,212	3,363
中国	1,936	3,546	5,403	4,571	1,404
韓国	1,018	1,474	1,999	1,292	439
インド	474	519	960	714	296
ベトナム	150	396	799	837	273
フィリピン	335	558	598	576	252
米国	135	152	169	168	101
フランス	92	155	146	140	62
英国	45	93	54	70	55
タイ	51	80	57	55	51
中国（台湾）	40	67	56	86	46
その他	442	675	718	703	384

2-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	29,044	35,135	44,684	52,273	50,493
中国	14,786	17,634	23,247	27,665	27,166
韓国・朝鮮	4,901	6,176	7,733	8,647	8,015
インド	2,820	3,279	3,893	4,268	3,925
ベトナム	386	790	1,536	2,229	2,188
フィリピン	1,179	1,579	2,004	2,276	2,118
米国	640	705	760	923	833
フランス	430	542	631	706	621
マレーシア	366	425	489	570	610
バングラデシュ	224	299	393	470	472
インドネシア	260	311	371	436	455
その他	3,052	3,395	3,627	4,083	4,090

3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	6,366	7,614	7,426	5,690	4,167
米国	1,753	2,131	2,044	1,274	945
韓国	434	547	700	771	570
中国	460	602	768	778	553
英国	916	1,138	846	463	347
オーストラリア	642	733	555	263	210
カナダ	838	796	607	317	203
中国（台湾）	110	133	199	272	166
スリランカ	37	67	66	107	129
フランス	125	200	233	158	118
パキスタン	79	76	84	121	106
その他	972	1,191	1,324	1,166	820

3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	55,276	57,323	61,763	67,291	69,395
中国	20,995	21,883	26,692	31,824	34,210
韓国・朝鮮	5,386	5,919	6,926	8,118	8,962
米国	7,858	8,165	7,706	7,241	6,710
英国	4,572	4,582	4,040	3,532	3,176
カナダ	3,962	3,731	3,128	2,690	2,329
オーストラリア	3,756	3,586	2,935	2,420	2,079
フランス	837	912	1,024	1,079	1,026
フィリピン	666	757	825	895	951
スリランカ	357	424	530	705	873
インド	647	738	829	883	829
その他	6,240	6,626	7,128	7,904	8,250

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	4,184	5,564	7,170	7,307	5,245
中国	1,058	1,535	2,639	2,570	1,858
韓国	544	675	745	649	592
インド	282	380	608	626	433
フィリピン	290	375	417	495	397
米国	542	610	583	673	371
タイ	102	141	238	260	235
中国（台湾）	175	214	233	243	218
ドイツ	169	225	207	199	137
英国	193	288	204	187	107
フランス	133	191	153	175	105
その他	696	930	1,143	1,230	792

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	11,977	14,014	16,111	17,798	16,786
中国	3,159	4,147	5,712	6,557	6,307
韓国・朝鮮	1,987	2,092	2,181	2,265	2,242
インド	1,144	1,357	1,411	1,709	1,731
米国	1,383	1,469	1,468	1,583	1,364
フィリピン	574	702	709	826	782
ドイツ	522	566	589	615	538
英国	699	712	651	615	511
フランス	466	538	529	553	467
タイ	175	223	325	388	430
オーストラリア	205	235	260	270	248
その他	1,663	1,973	2,276	2,417	2,166

5-1 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	99,342	48,249	38,855	34,994	31,170
米国	6,852	6,772	6,075	6,653	7,288
英国	2,763	2,712	2,500	2,908	2,575
ロシア	4,325	3,454	2,562	2,249	2,467
フィリピン	47,765	8,608	5,533	3,185	1,873
中国	8,263	4,978	3,156	1,820	1,694
ドイツ	2,435	1,868	2,052	1,682	1,601
イタリア	1,690	1,867	1,575	1,130	1,325
フランス	1,307	1,150	1,417	1,605	1,246
韓国	1,954	1,674	1,553	1,329	1,173
タイ	955	988	757	802	813
その他	21,033	14,178	11,675	11,631	9,115

5-2 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	36,376	21,062	15,728	13,031	10,966
フィリピン	23,643	14,149	11,065	9,199	7,465
中国	4,225	2,153	1,193	907	778
韓国・朝鮮	575	450	441	398	363
ロシア	1,203	767	504	393	333
米国	326	284	305	326	310
インドネシア	2,369	787	430	264	218
ブラジル	220	230	228	211	197
ルーマニア	1,505	580	312	238	181
タイ	273	215	176	145	174
ウクライナ	735	387	241	200	167
その他	1,302	1,060	833	750	780

6-1 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	3,059	4,239	5,315	6,799	5,384
中国	1,582	2,325	2,903	3,270	2,495
ネパール	318	452	919	1,749	1,356
インド	286	348	509	620	666
タイ	127	191	156	179	192
韓国	179	269	158	132	157
米国	17	25	8	156	52
フィリピン	60	62	68	59	52
インドネシア	40	59	67	64	47
オーストラリア	16	30	25	32	30
ベトナム	46	61	58	60	30
その他	388	417	444	478	307

6-2 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	15,112	17,869	21,261	25,863	29,030
中国	8,214	9,807	11,766	14,142	15,595
ネパール	1,000	1,388	2,213	3,791	4,970
インド	1,680	1,938	2,302	2,756	3,224
韓国・朝鮮	1,429	1,617	1,620	1,587	1,592
タイ	640	749	830	900	994
バングラデシュ	206	274	375	433	418
フィリピン	214	236	268	268	278
インドネシア	138	167	200	229	203
スリランカ	127	133	162	188	195
ベトナム	135	168	194	192	175
その他	1,329	1,392	1,331	1,377	1,386

7-1 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	23,384	26,637	28,779	34,005	37,871
中国	8,024	9,154	10,272	14,342	16,839
韓国	4,078	4,849	5,301	5,516	5,487
米国	2,153	2,553	2,686	2,853	2,988
中国（台湾）	1,508	1,682	1,842	1,944	2,030
タイ	545	766	690	747	859
ベトナム	509	532	636	643	821
インドネシア	412	430	529	685	772
フランス	351	449	484	545	652
マレーシア	505	489	511	648	639
ドイツ	411	527	539	513	618
その他	4,888	5,206	5,289	5,569	6,166

7-2 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	129,568	131,789	132,460	138,514	145,909
中国	89,374	88,074	85,905	88,812	94,355
韓国・朝鮮	16,309	17,097	17,902	19,441	19,807
ベトナム	2,165	2,472	2,930	3,202	3,552
タイ	1,902	2,203	2,361	2,502	2,656
マレーシア	2,031	2,211	2,234	2,377	2,492
インドネシア	1,609	1,710	1,869	2,112	2,349
米国	1,781	2,020	2,144	2,276	2,312
バングラデシュ	1,528	1,665	1,684	1,873	1,797
ネパール	869	1,138	1,398	1,554	1,681
モンゴル	1,001	1,160	1,193	1,262	1,295
その他	10,999	12,039	12,840	13,103	13,613

8-1 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	18,090	19,135	19,160	24,111	28,278
中国	8,938	9,543	8,987	12,566	18,053
韓国	4,293	4,673	5,586	6,171	4,516
中国（台湾）	762	956	1,206	1,434	1,311
ネパール	378	288	260	384	546
タイ	321	406	409	489	522
ベトナム	659	346	252	313	479
米国	353	322	310	297	264
ミャンマー	149	123	154	163	233
スウェーデン	58	109	136	156	197
中国（香港）	67	72	116	240	188
その他	2,112	2,297	1,744	1,898	1,969

8-2 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	28,147	36,721	38,130	41,313	46,759
中国	15,915	21,681	22,094	25,043	32,408
韓国・朝鮮	6,397	8,254	9,742	10,286	7,804
ネパール	580	642	575	643	906
タイ	451	612	687	769	854
ベトナム	924	1,005	803	701	832
ミャンマー	322	339	355	374	449
モンゴル	195	237	227	324	356
米国	357	355	345	345	319
スリランカ	774	729	452	252	269
インドネシア	239	300	338	338	259
その他	1,993	2,567	2,512	2,238	2,303

9-1 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	83,319	92,846	102,018	101,879	80,480
中国	55,156	61,963	68,188	68,860	53,876
ベトナム	4,371	5,744	6,605	7,124	4,890
フィリピン	4,311	4,941	5,843	5,678	4,726
インドネシア	4,788	5,695	5,924	6,213	3,980
タイ	3,645	3,776	4,022	3,704	2,698
マレーシア	786	808	900	881	776
インド	709	687	635	774	760
カンボジア	385	343	468	355	436
スリランカ	374	495	343	351	381
ミャンマー	314	395	475	381	378
その他	8,480	7,999	8,615	7,558	7,579

9-2 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	54,107	70,519	88,086	86,826	65,209
中国	40,539	52,901	66,576	65,716	50,487
ベトナム	3,380	5,148	6,704	6,763	4,355
フィリピン	2,906	3,738	4,919	4,938	3,970
インドネシア	3,440	4,407	5,069	5,085	3,053
タイ	1,692	2,121	2,583	2,324	1,725
モンゴル	175	261	251	265	160
インド	185	142	143	150	159
ミャンマー	122	191	264	201	139
マレーシア	218	230	254	257	132
カンボジア	58	90	116	108	131
その他	1,392	1,290	1,207	1,019	898

10 「特定活動（技能実習）」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	59,755	73,580	89,033	104,990	109,793
中国	45,829	58,690	69,894	80,838	84,813
ベトナム	5,018	5,220	6,900	8,860	9,197
インドネシア	5,945	5,537	6,160	7,074	6,725
フィリピン	2,170	2,894	3,956	5,297	5,964
タイ	459	746	1,318	1,956	2,057
その他	334	493	805	965	1,037

11 「永住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	349,804	394,477	439,757	492,056	533,472
中国	106,269	117,329	128,501	142,469	156,295
ブラジル	63,643	78,523	94,358	110,267	116,228
フィリピン	53,430	60,225	67,131	75,806	84,407
韓国・朝鮮	45,184	47,679	49,914	53,106	56,171
ペルー	22,625	25,132	27,570	29,976	31,711
タイ	8,358	9,815	11,107	12,519	13,883
米国	9,691	10,512	11,125	11,814	12,708
ベトナム	7,065	7,462	7,930	8,494	9,187
英国	2,813	3,081	3,301	3,563	3,899
インドネシア	1,676	2,034	2,436	2,967	3,462
その他	29,050	32,685	36,384	41,075	45,521

12-1「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	24,026	26,087	24,421	19,975	14,951
中国	5,445	5,399	6,602	6,552	6,251
フィリピン	5,530	8,257	6,687	5,133	3,308
韓国	633	891	904	873	852
タイ	663	695	807	743	706
米国	510	730	716	730	701
ブラジル	8,299	6,745	5,146	2,895	483
インドネシア	221	288	344	253	267
中国（台湾）	174	257	293	293	257
ベトナム	140	177	167	194	210
オーストラリア	129	143	178	184	174
その他	2,282	2,505	2,577	2,125	1,742

12-2「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	259,656	260,955	256,980	245,497	221,923
中国	54,569	55,860	56,990	57,336	56,510
フィリピン	45,148	49,195	51,076	49,980	46,027
ブラジル	78,851	74,001	67,472	58,445	43,443
韓国・朝鮮	21,837	22,429	22,340	21,990	21,052
米国	8,865	9,076	9,131	9,285	9,140
タイ	11,097	10,405	9,997	9,588	9,113
ペルー	6,900	6,430	5,928	5,278	4,418
インドネシア	2,785	3,009	3,129	3,028	2,854
英国	2,478	2,533	2,624	2,748	2,740
カナダ	1,843	1,839	1,875	1,855	1,845
その他	25,283	26,178	26,418	25,964	24,781

13-1 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	33,756	28,001	27,326	20,123	9,946
中国	3,207	3,437	3,853	3,646	3,520
フィリピン	3,109	3,410	4,068	3,811	2,854
ブラジル	23,522	18,342	15,976	9,635	1,037
ベトナム	252	239	205	438	672
ペルー	2,402	1,346	1,700	1,119	655
韓国	96	151	160	151	160
タイ	132	140	190	168	144
インドネシア	139	133	161	132	134
パキスタン	29	42	48	97	88
米国	27	60	69	65	81
その他	841	701	896	861	601

13-2 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 （人）

国籍（出身地）＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	265,639	268,836	268,604	258,498	221,771
ブラジル	153,185	153,141	148,528	137,005	101,250
フィリピン	26,811	29,907	33,332	35,717	37,131
中国	33,086	33,305	33,816	33,600	33,651
ペルー	21,428	20,612	20,255	18,969	16,695
韓国・朝鮮	8,908	8,891	8,803	8,722	8,622
ベトナム	5,103	5,236	5,342	5,526	5,847
タイ	2,799	3,015	3,265	3,388	3,532
ボリビア	3,142	3,092	3,087	2,938	2,539
インドネシア	1,459	1,588	1,691	1,755	1,774
米国	1,609	1,587	1,605	1,570	1,518
その他	8,109	8,462	8,880	9,308	9,212

（2）主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移

1-1　韓国人の在留資格別新規入国者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	1,607,457	1,997,459	2,472,620	2,248,645	1,451,174
外交	1,037	1,013	976	1,388	1,191
公用	2,815	2,127	2,439	4,499	3,578
教授	204	190	170	172	219
芸術	4	8	15	8	2
宗教	114	151	163	126	133
報道	18	11	22	17	10
投資・経営	84	170	248	216	228
法律・会計業務	-	-	-	-	1
医療	1	-	-	-	-
研究	89	49	46	46	37
教育	13	15	16	15	15
技術	1,018	1,474	1,999	1,292	439
人文知識・国際業務	434	547	700	771	570
企業内転勤	544	675	745	649	592
興行	1,954	1,674	1,553	1,329	1,173
技能	179	269	158	132	157
文化活動	357	356	466	388	466
短期滞在	1,584,715	1,972,745	2,444,529	2,218,602	1,424,195
留学	4,078	4,849	5,301	5,516	5,487
就学	4,293	4,673	5,586	6,171	4,516
研修	288	257	237	219	89
家族滞在	2,296	2,579	2,766	2,618	2,376
特定活動	2,152	2,506	3,337	3,366	4,592
日本人の配偶者等	633	891	904	873	852
永住者の配偶者等	41	79	84	81	96
定住者	96	151	160	151	160

1-2　韓国・朝鮮人の在留の資格別外国人登録者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	598,687	598,219	593,489	589,239	578,495
教授	1,020	996	965	1,006	1,025
芸術	34	43	37	36	43
宗教	968	1,032	1,047	1,049	1,049
報道	55	59	66	68	64
投資・経営	1,373	1,609	1,900	2,249	2,492
法律・会計業務	3	3	4	4	6
医療	13	15	17	18	21
研究	325	261	269	258	258
教育	85	85	85	86	94
技術	4,901	6,176	7,733	8,647	8,015
人文知識・国際業務	5,386	5,919	6,926	8,118	8,962
企業内転勤	1,987	2,092	2,181	2,265	2,242
興行	575	450	441	398	363
技能	1,429	1,617	1,620	1,587	1,592
文化活動	379	404	458	398	364
短期滞在	8,275	7,250	6,824	5,007	4,184
留学	16,309	17,097	17,902	19,441	19,807
就学	6,397	8,254	9,742	10,286	7,804
研修	195	139	133	147	94
家族滞在	16,492	17,070	17,859	18,484	18,533
特定活動	2,084	2,836	3,444	3,389	4,711
永住者	45,184	47,679	49,914	53,106	56,171
日本人の配偶者等	21,837	22,429	22,340	21,990	21,052
永住者の配偶者等	2,656	2,652	2,661	2,699	2,643
定住者	8,908	8,891	8,803	8,722	8,622
特別永住者	447,805	438,974	426,207	416,309	405,571
未取得者	1,859	1,993	1,802	1,597	1,425
一時庇護	-	-	-	-	-
その他	2,153	2,194	2,109	1,875	1,288

2-1　中国人の在留資格別新規入国者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	463,273	589,066	714,791	769,691	753,606
外交	398	324	462	594	517
公用	1,162	738	1,160	2,135	2,337
教授	460	494	492	539	496
芸術	17	9	12	4	7
宗教	2	8	7	5	4
報道	1	-	-	-	-
投資・経営	45	61	65	98	114
法律・会計業務	1	-	2	-	-
医療	-	-	-	-	3
研究	110	139	132	130	150
教育	23	22	21	20	21
技術	1,936	3,546	5,403	4,571	1,404
人文知識・国際業務	460	602	768	778	553
企業内転勤	1,058	1,535	2,639	2,570	1,858
興行	8,263	4,978	3,156	1,820	1,694
技能	1,582	2,325	2,903	3,270	2,495
文化活動	1,165	1,077	913	788	792
短期滞在	357,449	476,534	589,453	635,513	632,379
留学	8,024	9,154	10,272	14,342	16,839
就学	8,938	9,543	8,987	12,566	18,053
研修	55,156	61,963	68,188	68,860	53,876
家族滞在	5,170	6,280	8,277	9,685	9,174
特定活動	2,766	283	215	194	124
日本人の配偶者等	5,445	5,399	6,602	6,552	6,251
永住者の配偶者等	435	615	809	1,011	945
定住者	3,207	3,437	3,853	3,646	3,520

2-2　中国人の在留の資格別外国人登録者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	519,561	560,741	606,889	655,377	680,518
教授	2,519	2,507	2,453	2,476	2,440
芸術	132	128	129	119	117
宗教	98	103	114	113	120
報道	14	12	10	12	10
投資・経営	1,381	1,553	1,729	2,096	2,555
法律・会計業務	9	7	9	6	7
医療	69	64	91	114	134
研究	997	951	901	904	936
教育	105	109	101	99	104
技術	14,786	17,634	23,247	27,665	27,166
人文知識・国際業務	20,995	21,883	26,692	31,824	34,210
企業内転勤	3,159	4,147	5,712	6,557	6,307
興行	4,225	2,153	1,193	907	778
技能	8,214	9,807	11,766	14,142	15,595
文化活動	1,222	1,148	1,122	939	923
短期滞在	13,079	9,026	8,467	7,235	6,332
留学	89,374	88,074	85,905	88,812	94,355
就学	15,915	21,681	22,094	25,043	32,408
研修	40,539	52,901	66,576	65,716	50,487
家族滞在	37,154	39,478	43,592	49,776	55,640
特定活動	60,361	68,531	73,049	84,478	90,030
永住者	106,269	117,329	128,501	142,469	156,295
日本人の配偶者等	54,569	55,860	56,990	57,336	56,510
永住者の配偶者等	3,598	4,301	5,215	6,170	7,087
定住者	33,086	33,305	33,816	33,600	33,651
特別永住者	3,170	3,086	2,986	2,892	2,818
未取得者	2,818	3,219	2,593	2,171	2,101
一時庇護	-	-	-	-	-
その他	1,704	1,744	1,836	1,706	1,402

3-1　フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	132,745	91,474	84,198	75,651	61,100
外交	123	149	147	119	216
公用	419	342	412	476	541
教授	20	21	15	20	25
芸術	-	1	-	-	-
宗教	37	57	29	27	15
報道	-	-	1	1	-
投資・経営	1	5	3	7	4
法律・会計業務	-	-	-	-	-
医療	-	-	-	-	-
研究	9	7	10	6	16
教育	7	8	10	9	5
技術	335	558	598	576	252
人文知識・国際業務	88	138	127	98	105
企業内転勤	290	375	417	495	397
興行	47,765	8,608	5,533	3,185	1,873
技能	60	62	68	59	52
文化活動	65	42	23	35	66
短期滞在	69,285	63,171	58,931	54,678	45,320
留学	227	226	242	254	245
就学	81	101	45	60	59
研修	4,311	4,941	5,843	5,678	4,726
家族滞在	312	377	487	462	379
特定活動	532	426	266	242	486
日本人の配偶者等	5,530	8,257	6,687	5,133	3,308
永住者の配偶者等	139	192	236	220	156
定住者	3,109	3,410	4,068	3,811	2,854

3-2　フィリピン人の在留の資格別外国人登録者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	187,261	193,488	202,592	210,617	211,716
教授	60	69	73	77	81
芸術	4	5	3	3	3
宗教	247	270	266	253	236
報道	-	-	1	1	1
投資・経営	38	38	38	40	38
法律・会計業務	-	-	-	-	-
医療	-	-	-	-	-
研究	40	33	38	35	47
教育	57	67	88	117	117
技術	1,179	1,579	2,004	2,276	2,118
人文知識・国際業務	666	757	825	895	951
企業内転勤	574	702	709	826	782
興行	23,643	14,149	11,065	9,199	7,465
技能	214	236	268	268	278
文化活動	31	31	22	16	19
短期滞在	14,527	12,732	10,856	8,698	6,705
留学	617	640	643	614	615
就学	167	199	171	144	133
研修	2,906	3,738	4,919	4,938	3,970
家族滞在	1,426	1,590	1,801	2,047	2,134
特定活動	5,361	6,052	6,363	7,660	8,608
永住者	53,430	60,225	67,131	75,806	84,407
日本人の配偶者等	45,148	49,195	51,076	49,980	46,027
永住者の配偶者等	1,238	1,570	2,032	2,472	2,765
定住者	26,811	29,907	33,332	35,717	37,131
特別永住者	33	39	42	42	45
未取得者	3,170	3,484	3,025	3,050	2,782
一時庇護	-	-	-	-	-
その他	5,674	6,181	5,801	5,443	4,258

4-1　ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	46,680	40,897	37,527	31,002	15,874
外交	152	70	63	136	84
公用	234	94	83	261	154
教授	4	5	9	6	11
芸術	9	5	6	3	2
宗教	29	33	35	35	17
報道	2	2	1	3	2
投資・経営	-	4	-	3	2
法律・会計業務	-	-	-	-	-
医療	-	-	-	-	-
研究	4	2	4	2	2
教育	1	2	4	6	2
技術	5	8	5	7	3
人文知識・国際業務	28	28	22	16	5
企業内転勤	27	51	50	52	44
興行	802	760	658	656	515
技能	29	33	27	10	10
文化活動	16	15	13	8	11
短期滞在	12,737	13,944	14,624	16,600	12,920
留学	128	131	114	111	122
就学	46	29	28	34	28
研修	369	280	311	229	250
家族滞在	112	179	159	108	109
特定活動	20	12	20	12	17
日本人の配偶者等	8,299	6,745	5,146	2,895	483
永住者の配偶者等	105	123	169	174	44
定住者	23,522	18,342	15,976	9,635	1,037

4-2　ブラジル人の在留の資格別外国人登録者数の推移　（人）

在留資格＼年	平成 17	18	19	20	21
総数	302,080	312,979	316,967	312,582	267,456
教授	31	30	36	38	37
芸術	16	15	12	13	12
宗教	100	108	121	123	110
報道	3	3	4	3	4
投資・経営	22	29	27	29	28
法律・会計業務	-	-	-	-	-
医療	-	-	-	-	-
研究	13	10	11	11	13
教育	9	10	14	17	9
技術	54	54	53	57	54
人文知識・国際業務	97	105	108	112	103
企業内転勤	48	80	93	108	94
興行	220	230	228	211	197
技能	82	92	93	85	72
文化活動	10	12	9	7	9
短期滞在	872	836	809	681	588
留学	336	361	357	355	365
就学	58	61	53	53	51
研修	185	99	94	82	70
家族滞在	432	492	497	480	451
特定活動	171	203	179	148	122
永住者	63,643	78,523	94,358	110,267	116,228
日本人の配偶者等	78,851	74,001	67,472	58,445	43,443
永住者の配偶者等	796	1,021	1,400	1,773	1,905
定住者	153,185	153,141	148,528	137,005	101,250
特別永住者	20	23	24	26	22
未取得者	2,491	3,264	2,254	2,327	2,129
一時庇護	-	-	-	-	-
その他	335	176	133	126	90

（3）個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況（平成 21 年）

・退去を命ぜられた者

【国籍別】

韓国	330
中国	42
フィリピン	30
その他	176
合計	578

【空・海港別】

成田空港	316
関西空港	127
中部空港	53
その他	82
合計	578

・退去強制手続を執った者

【国籍別】

中国	9
スリランカ	6
フィリピン	4
その他	20
合計	39

【空・海港別】

成田空港	25
中部空港	7
福岡空港	3
その他	4
合計	39

（4）偽変造文書発見件数の推移

（件）

区分＼年		平成 17	18	19	20	21
上陸	旅券	834	647	539	275	131
	その他	1,622	1,369	824	321	103
	合計	2,456	2,016	1,363	596	234
出国	旅券	92	70	71	26	28
	その他	74	43	25	7	10
	合計	166	113	96	33	38
合計	旅券	926	717	610	301	159
	その他	1,696	1,412	849	328	113
	合計	2,622	2,129	1,459	629	272

制度見直し後の研修・技能実習制度の概要

改正前

在留資格「研修」

本邦の公私の機関に受け入れられて行う技能等を修得する活動

2年目

在留資格「特定活動」

本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて実習を行い，実践的な技能等を修得する活動

実習移行対象職種６６職種
（平成２２年４月１日時点）

改正後（平成22年7月1日～）

在留資格「研修」

・公的な研修
・実務作業を含まない研修

在留資格「技能実習」

【1号】
「講習による知識修得活動」及び
「雇用契約に基づく技能等修得活動」

2年目

【2号】
１号の活動で修得した技能等に習熟するため雇用契約に基づき業務に従事する活動

２号への移行対象職種は６６職種
（平成２２年４月１日時点）

公的研修に該当する研修

- ●国，地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら受入れ機関となる研修
- ●独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）等の事業として行われる研修
- ●国際機関の事業として行われる研修
- ●我が国の国，地方公共団体，我が国の法律により直接設立された法人等の資金により主として運営される研修
- ●外国の国又は地方公共団体等の職員を受け入れて行われる研修
- ●外国の国又は地方公共団体に指名された者が，我が国の国の援助及び指導を受けて行われる研修で，本国において技能等を広く普及する業務に従事している場合

企業単独型の受入れ概要

改正前

- ●１年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- ●「研修」における非実務研修は，研修を受ける総時間数の比率によって決まる（原則３分の１以上）

技能検定基礎2級等合格

入国 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 帰国

「研修」 | 「特定活動」(技能実習) | 「特定活動」(技能実習)

《非実務研修・実務研修》 《技能実習移行対象職種について企業等での技能等習熟》

労働関係法令適用

改正後（平成22年7月1日～）

- ●入国当初に雇用契約に基づかない講習を実施する場合を除いて，雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用

技能検定基礎2級等合格

入国 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 帰国

「技能実習１号イ」 | 「技能実習２号イ」 | 「技能実習２号イ」

《企業等での技能等修得》 《技能実習２号移行対象職種について企業等での技能等習熟》

労働関係法令適用

団体監理型の受入れ概要

改正前

- ●１年目の研修生は労働関係法令の適用を受けない
- ●受入れ団体による監理は１年目の研修のみ
- ●「研修」における非実務研修は，研修を受ける総時間数の比率によって決まる（原則３分の１以上）

団体による監理

技能検定基礎2級等合格

入国 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 帰国

「研修」 | 「特定活動」(技能実習) | 「特定活動」(技能実習)

《非実務研修・実務研修》 《技能実習移行対象職種について企業等での技能等習熟》

労働関係法令適用

改正後（平成22年7月1日～）

- ●１年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- ●技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続

団体の責任及び監理

技能検定基礎2級等合格

入国 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 帰国

「技能実習１号ロ」 | 「技能実習２号ロ」 | 「技能実習２号ロ」

《講習》 《企業等での技能等修得》 《技能実習２号移行対象職種について企業等での技能等習熟》

2か月

労働関係法令適用

第５次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国管理行政の在り方」の概要

第5次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国管理行政の在り方」の概要

経済・社会状況の変化に対応した外国人の円滑・適正な受入れ

1　高度人材を始めとする専門的・技術的分野における外国人の受入れの推進

＜現状等＞

○　諸外国に比べ我が国における高度人材を始めとする専門分野の人材の受入れは低水準にあり，その受入れ推進のため，政府その他の関係者が一体となった制度・環境の改善の取組が必要

○　特に我が国経済の活性化等への大きな貢献が期待される高度人材については，その入国のインセンティブを増すための施策が必要

検討課題

○　高度人材の積極的な受入れのためのポイント制を活用した優遇制度の導入
○　企業において活動する人材に係る在留資格の見直し
○　資格等によって専門性，技術性が担保されている外国人の受入れの促進
○　企業活動等の支援のため，提出書類の簡素化及び審査の迅速化の一層の徹底

2　医療・介護分野における外国人の受入れ

＜現状等＞

○　我が国の国家資格を有する医療従事者について，歯科医師，看護師等については就労制限がある（医師については平成18年に撤廃）

○　EPAに基づく看護師，介護福祉士の受入れについて，継続して在留するための要件となる国家資格の取得条件が厳しいとの指摘がある

○　少子高齢化が進む中で，国家資格を有する介護人材の受入れについて多角的観点からの検討が必要

検討課題

○　歯科医師，看護師等の有資格者に対する就労年数制限の見直し
○　EPAにより受け入れている介護福祉士等の円滑な在留継続のための関係省庁と連携した取組の検討
○　EPAで受け入れた介護福祉士の就労状況等も踏まえ，我が国の大学を卒業し，介護福祉士等の国家資格を取得した者の受入れについて検討

3　日系人の受入れの在り方

＜現状等＞

○　日系人等は地域経済の発展に寄与するとともに，地域社会の多文化化，活性化に貢献している一方，日本語能力が不十分であること等により地域社会との間で少なからず摩擦，軋轢が発生

○　経済不況下において，雇用等の労働環境の問題，不就学児童に対する教育の問題等が顕在化

検討課題

○　地域社会の中で自立・安定した社会生活が営まれるための受入れ要件の見直しの検討
○　日系人子弟の健全な育成等のための就学状況の確認

4　研修・技能実習制度の適正化

＜現状等＞

○　研修生・技能実習生の外国人登録者数が，約20万人（平成20年末）など制度の利用が進んでいる

○　他方，研修生等を実質的に低賃金労働者として扱うなどの不正行為が顕在化し，制度の見直しが求められている

検討課題

○　改正入管法に基づく研修・技能実習制度の適正化に向けた措置の的確な実施
　・　技能実習生に対する労働関係法令の適用と労働基準監督署等との連携を更に強化した技能実習生の保護
　・　積極的な実態調査等に基づく不正行為機関等への厳格な対応
○　専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせた制度の抜本的見直しの方向性の検討

5　留学生等の受入れと定着化の推進

検討課題

○　「留学生30万人計画」の達成に向けた適正・円滑な入国・在留審査の実施
○　我が国の経済活動を担う人材として我が国企業への就職等の定着化の促進

6　国際交流の促進

検討課題

○　観光立国実現に向けた取組の促進
　・　空港における審査待ち時間短縮のための一層の取組
　・　地方空港の体制の強化等，訪日観光客の拡大に伴う出入国管理体制の強化
　・　大型クルーズ船に係る乗船審査の拡大，自動化ゲートの利用拡大
○　東アジア諸国のビジネス関係者等の交流の一層の活発化に向けた事前登録による出入国手続の簡素化の検討

7　人口減少時代における外国人の受入れの課題

基本的認識

○　少子高齢化・人口減少時代を迎えた我が国において，まずは，高度人材を始めとする専門分野の人材の積極的な受入れによる対応が必要
○　我が国の将来や社会の在り方そのものに関わる外国人の受入れについて，国民各層の意見の集約を図る場の設置など，積極的な検討を期待

不法滞在者等を生まない社会の実現に向けた取組

＜現状等＞

○　不法滞在者5年半減計画達成後もなお約13万人存在する不法滞在者の一層の縮減とともに，正規在留者を装う偽装滞在者対策等が必要

検討課題

○　バイオメトリクス情報その他各種情報を駆使した厳格な水際対策の推進
○　機動的な摘発，情報の収集・分析の強化等，不法滞在者・偽装滞在者対策等の推進
○　人身取引被害者保護等，法違反者の状況に配慮した取扱いの一層の推進

新たな在留管理制度に基づく出入国管理行政の展開

検討課題

○　在留状況の迅速かつ的確な分析による適正な在留管理の実現
○　外国人との共生社会実現のための基盤の構築の推進
　・　外国人の利便性の向上を図るための方策の着実な実施
　・　市区町村等との連携による，行政サービス向上に向けた支援
　・　共生社会実現のための制度的枠組みの構築等の必要に応じた検討

第4次出入国管理基本計画の概要

今後の出入国管理行政の方針

○ 本格的な人口減少時代が到来する中，**我が国の社会が活力を維持しつつ，持続的に発展するとともに，アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から，積極的な外国人の受入れ施策を推進していく**

○ 我が国社会の秩序を維持し，治安や国民の安全等を守るため，**テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し，また，依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに，法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っていく**

○ 我が国における在留外国人の増加，活動内容の多様化等に対応し，在留外国人の居住・在留状況等を正確に把握等するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し，**情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに,地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど,外国人の利便性の向上に努めていく**

○ 国際社会の一員として，**難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく**

具体的施策

我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

1 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえる人材の受入れ

○ 高度人材の積極的な受入れのためのポイント制を活用した優遇制度の導入
○ 企業における人材活用の多様化に対応する，企業で雇用される外国人に係る在留資格の見直し
○ 資格等によって専門性，技術性が担保されている外国人の受入れの推進
○ 企業で雇用される外国人の在留資格審査に係る提出書類の簡素化及び審査の迅速化の一層の徹底
○ 歯科医師，看護師等の有資格者に対する就労年数制限の見直し
○ EPAで受け入れた介護福祉士の就労状況等も踏まえ，我が国の大学等を卒業し，介護福祉士等の国家資格を取得した者の受入れの可否について検討

2 日系人の受入れ

○ 地域社会の中で自立・安定した社会生活が営まれる観点から，日系人に係る入国等の要件の見直しの検討
○ 日系人子女の健全な育成等のための在留期間更新等の審査における就学状況の確認

3 国際交流の一層の推進

○ 観光立国実現に向けた取組の推進
○ ワーキングホリデー制度等を通じた青少年交流の拡大
○ ビジネス関係者等の交流の一層の活発化に向けた円滑な出入国手続の検討

4 留学生の適正な受入れの推進

○ 「留学生30万人計画」の達成に向けた適正・円滑な入国・在留審査の実施
○ 我が国企業への就職を希望する留学生の在留資格変更手続の円滑化の推進

5 研修・技能実習制度の適正化への取組

○ 労働基準監督署等との連携を密にし，技能実習生の保護を徹底
○ 積極的な実態調査等に基づく監理団体，実習実施機関の適正化
○ 送出し機関の適正化に向けた審査の強化，送出し国への働きかけの強化

6 外国人の受入れについての国民的議論の活性化

○ 人口減少時代における外国人の受入れの在り方について，国民的議論を活性化し，国全体として方策を検討していく中で，その検討に積極的に参画

安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進

1 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

○ 個人識別情報を活用した上陸審査の推進
○ 国内外の関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化
○ 港湾におけるパトロールなど，船舶等を使った不法入国者への対策の強化

2 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

○ 不法滞在者・偽装滞在者に係る情報の収集・分析体制の整備等
○ 不法滞在者の稼働先の分散化等に対応した積極的な摘発等の実施
○ 偽装滞在者に対する在留資格の取消し等の実施，警察等捜査機関との連携の強化
○ 迅速な送還に向けた取組の実施

3 被収容者処遇の一層の適正化に向けた取組

○ 入国者収容所等視察委員会の活動等を通じた処遇の透明化・適正化

4 在留特別許可の適正な運用

○ 在留特別許可の透明性の向上に向けた取組の推進
○ 在留特別許可の適正な運用を通じ，許可の対象となり得る者の法的地位の早期安定化

新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開

1 情報を活用した適正な在留管理の実現

○ 在留状況の迅速かつ的確な分析による適正な在留管理の実現

2 外国人との共生社会の実現に向けた取組

○ 市区町村等への適切な情報提供等を通じた市区町村が実施する在留外国人への各種行政サービスの向上
○ 在留外国人の負担軽減の観点からの在留諸申請手続の簡素化等の推進

難民の適正かつ迅速な庇護の推進

1 適正かつ迅速な難民認定のための取組

○ 難民等の法的地位の早期安定化及び難民認定制度の公正性・中立性の確保

2 第三国定住による難民の受入れ

○ パイロットケースの円滑な実施とともに，今後の受入れの在り方の検討

その他

○出入国管理体制の整備　○国際協力の更なる推進　○人身取引被害者等への配慮
○外国人登録制度の適切な運用及び新制度への円滑な移行

「活力ある豊かな社会」，「安全・安心な社会」，「外国人との共生社会」の実現

資料編6 出入国管理関係訴訟

第1節◆概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は，我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。訴訟が提起され，新規に受理された件数は，ここ数年急増したが，平成21年における受理件数は，過去最高の20年から減少して240件となった（表52）。また，各年ごとの終了件数は，本案事件について見ると，18年が190件，19年が257件，20年が355件，21年が310件であり，依然として高水準で推移している。

近年の増加の背景として，適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革を挙げることができる。特に，行政訴訟について，国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日に施行され，出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設，出訴期間の延長，取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたことが，新規受理件数の増加の背景と指摘できる。そして，15年7月に公布，施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることが，終了件数の増加の背景と考えられる。

また，近時の出入国管理関係訴訟では，在留特別許可の義務付け，仮滞在許可の仮の義務付けや収容令書発付及びその執行の差止め及び仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には，「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により，義務付け訴訟，差止め訴訟の法定，本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ，積極的にそれらの類型の訴訟制度が活用されたという事情を指摘することができる。

表 52　出入国管理関係訴訟（本案事件）受理件数の推移（平成 21 年末現在）

（件）

請求趣旨		平成17年	18年	19年	20年	21年
行政事件	退去強制手続関係取消請求・無効確認等	143	164	158	234	162
	在留審査関係不許可処分取消請求・無効確認等	8	21	17	17	16
	在留資格認定証明書不交付処分取消請求・無効確認等	17	6	18	8	10
	難民認定手続関係取消請求・無効確認等	52	59	82	72	50
	その他	28	2	3	4	1
	小計	248	252	278	335	239
民事事件		25	11	2	1	1
人身保護請求		2	0	0	0	0
合計		275	263	280	336	240

第２節◆主な裁判例

裁判例１【改正定住者告示への素行善良要件の追加】

原告は改正定住者告示（平成 18 年法務省告示第 172 号により改正されたもの）が原告の権利を過度に制限し，定住者以外の在留資格をもって在留する者との間に看過できない不公平を生む点で違法であり，これに基づく本件不許可処分も違法であると主張する。しかし，在留期間の更新の許否に係る判断において法務大臣等が有する裁量権の性質にかんがみると，定住者とそれ以外の者との間で同一の扱いをしなければならないとする確かな根拠は見当たらない。その点はひとまずおくとしても，改正前の定住者告示では，入国・在留審査において日系人等が特別に優遇されていたといえるところ，改正定住者告示はそこに素行善良要件を付加したというのであるから，これをもって他の外国人と比較して，原告ないし日系人等の権利を過度に制限する，不公平な扱いであるなどと一概にいえるものではなく，原告の上記主張は採用できない。

【大阪地方裁判所　平成 21 年 6 月 25 日判決】

裁判例２【一定の在留期間に限って本邦に滞在することを認められている外国人との婚姻】

原告は，日本人の配偶者等の在留資格該当性が問題となった平成 14 年最高裁判決の判示は本件にも妥当するとし，夫婦の一方又は双方が既に共同生活を営む意思を確定的に喪失し，夫婦としての共同生活の実体を欠くようになり，その回復の見込みが全くない状態に至っているという状況が認められなければ，婚姻が社会生活上の実質的基礎を失ったものとはいえず，引き続き「定住者」の配偶者として在留資格が認められるべきであると主張する。しかしながら，法は「日本人の配偶者等」については独立した在留資格を設けて日本人との婚姻関係を特に配慮しているのに対し「定住者の配偶者等」という在留資格は設けていないのであるから，上記最高裁判決は本件と事案を異にするものであり，その判示は本件に妥当しないものといわざるを得ない。実質的にみても，婚姻の相手方が定住者である場合には，その定住者は，日本人とは異なり，一定の在留期間に限って本

邦に滞在することを認められている外国人であり，法律上，当該在留期間が経過すれば帰国すべき存在となるのであるから，婚姻が社会生活上の実質的基礎を失ったものか否かという点は，当該在留期間を前提として判断されるべきものであって，夫婦関係につき「回復の見込みが全くない」かどうかといった長期の将来にわたる事項をもって判断することは相当ではないというべきである。
【東京地方裁判所　平成 21 年 10 月 2 日判決】

裁判例３【法が許容範囲として想定している範囲を逸脱した資格外活動】

被控訴人は，平成 14 年 4 月以来，在留資格「留学」により本邦に在留していたものであるが，その資格外活動の内容をみると，当初の 2 年程度の間，許可を受けて中華料理店で就労していたことを除き，許可を受けることなくホステスとして就労し，総額 500 万円から 600 万円の収入を得たほか，外国人芸能人斡旋により 430 万円から 530 万円の収入を得たものであり，さらに，所定の手続を経ることなく，帰国の際，被控訴人の口座からの払戻金 1,000 万円以上，夫名義の口座からの払戻金 390 万円を本国に持ち出し，夫の収入の残余部分のうち相当部分を貯蓄したものであり，…，被控訴人は，判明した不法就労による収入をそのまま本国に持ち出しており，夫もまた収入を国外持ち出しないし貯蓄していることから，被控訴人夫婦の不法就労による収入の大部分は，被控訴人の留学の維持継続のために必要とされるものではなかったといわざるをえない。・・・，被控訴人の就労は，そのほとんどの部分が在留資格にかかる活動の維持，継続のために必要なものであったとはいえないから，在留資格は，資格外活動を行うための前提ないし手段として利用されたとの評価を免れないというべきである。言い換えると，被控訴人の資格外活動は，単に無許可で行ったというにとどまらず，法が許容範囲として想定している範囲を逸脱しており，在留資格は，資格外活動を維持，助長するために利用されていたというべきである。これは，教育を受ける活動を法が期待する程度に行っていたことの如何により左右されるものではない。
【広島高等裁判所　平成 21 年 2 月 5 日判決】

裁判例４【収容前置主義と仮放免制度における主任審査官の裁量権】

憲法上，外国人が本邦に入国することについては何ら規定しておらず，国際慣習法上も，国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく，特別の条約がない限り，外国人を自国に受け入れるかどうか，また，これを受け入れる場合にいかなる条件を付与するかを，当該国家が自由に決定することができるものとされていることに照らせば，憲法上，外国人は，本邦に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん，在留の権利を保障されているものでもないと解される。入管法による身柄の確保は，上記のように解される憲法の下で，入管法が外国人の入国及び在留管理の基本となる制度として在留資格制度を採用した上で，外国人の本邦において行う活動が，在留資格に対応して定められる活動のいずれかに該当しない限りは，入国及び在留を認めないこととしていることに基づくものであって，国家が，在留資格に反した活動をし自国にとって好ましくないと認める外国人を，強制力をもって国外に排除する退去強制手続を行うに当たっては，身柄を収容して行うことが原則であり，身柄を確保することはその実質的な必要性がある場合に限定されるべきであるとする控訴人の主張は，採用することができない。また，仮放免制度は，特段の事情が存する場合に，一定の条件を付した上で一時的に身柄の解放を認める例外的な制度であって，入管法の規定上，具体的な判断基準等の定めがないことを考慮すると，仮放免の請求に対する許否の判断が，

主任審査官等の広範な裁量にゆだねられているのであって，身柄を確保する実質的な必要性がなければ仮放免を許可する義務が主任審査官等にあるとは認められないというべきである。
【東京高等裁判所　平成 21 年 10 月 29 日判決】

裁判例５【難民審査参与員が行う意見聴取】

控訴人は，第１に，本件異議申立てに関与した難民審査参与員は，予断と偏見に満ちて審査をしており，法第 61 条の２の 10 第２項の要件を満たしておらず，本件異議申立ては法の定める要件を満たす難民審査参与員に対する意見聴取が行われていると評価することができないし，第２に，本件決定は，本件刑事事件における控訴人の供述をその難民該当性に関する供述の信用性判断の最大の根拠としているところ，本件難民認定申請とは全く関係のない事件についての証拠を控訴人に開示もせずに難民該当性の判断に用いることは，控訴人に対する不意打ちとなり釈明の機会も保障されていない点で手続的に違法であると主張する。しかし，控訴人の主張する点を前提としても，本件異議申立てに関与した難民審査参与員が予断と偏見に満ちて審査をしたとは認め難いから，上記第１の主張は，その前提を欠き採用することができない。また，上記第２の点については，控訴人に開示せずに用いられた証拠が控訴人自身の供述であることや，先に認定説示したとおり，本件訴訟手続における控訴人の主張を考慮しても，結局，控訴人が難民に該当するとは認め難いことからすると，上記の点が本件棄却決定の適否に影響を及ぼすものとは認め難い。
【東京高等裁判所　平成 21 年４月 23 日判決】

資料編７　組織・体制の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく，業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して，組織・機構，人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成 21 年度末現在，出入国管理行政は，法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において 3,500 人余りの職員によって遂行されているが，出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており，なお体制整備面での課題も少なくない。

第１節◆組織・機構

❶ 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては，法務本省の内部部局として入国管理局が設置され，また，法務省の地方支分部局として，全国８つの地域ブロックごとに地方入国管理局，その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また，法務省の施設等機関として全国３か所に入国者収容所が設置されており，それぞれ法令に基づいて，出入国審査，在留審査，退去強制手続，難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら，入国管理局，地方入国管理局，支局，出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図 23，24）。

図 23　入国管理局組織表

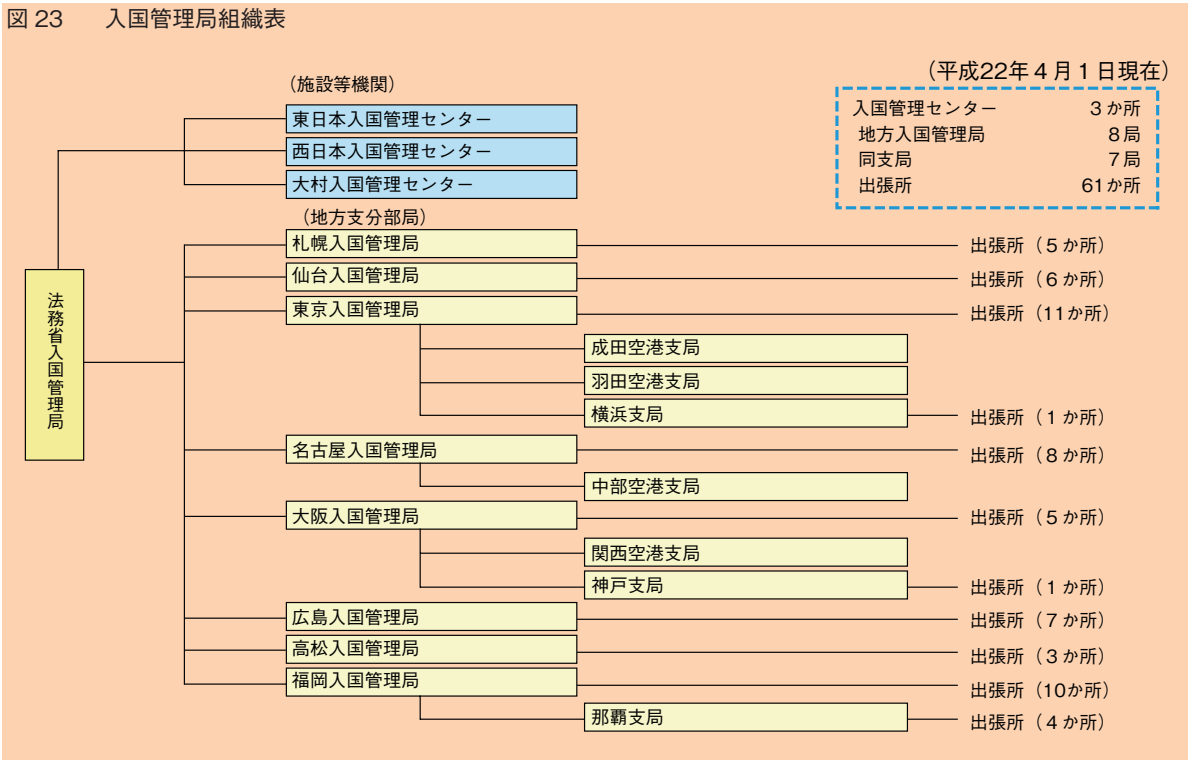

図 24　法務省入国管理局所管事項

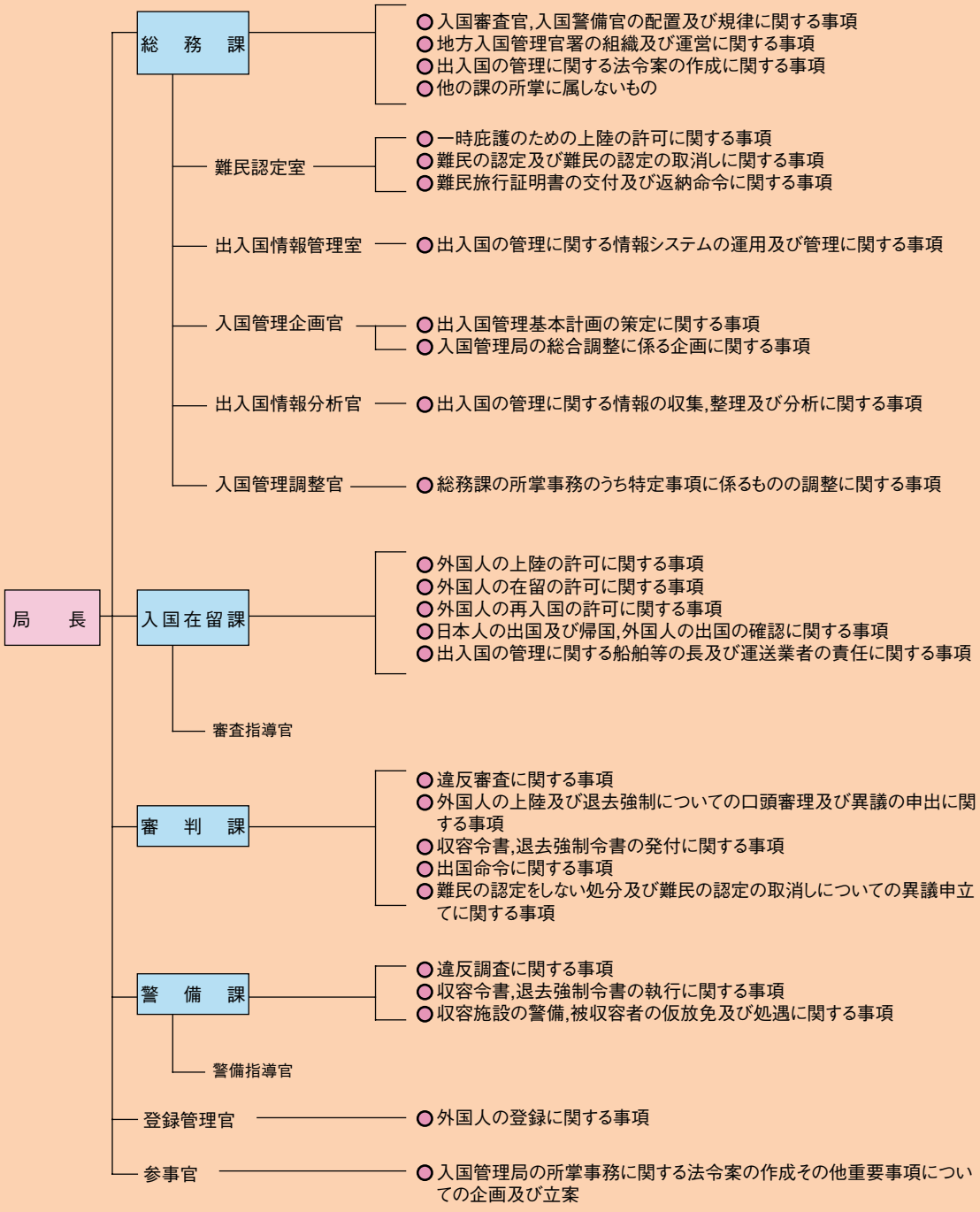

（注）　上記のほか,官房審議官1人及び局付3人が,入国管理局担当として配置されている。

2 入国管理官署の組織の見直し

平成22年度における組織の拡充については,羽田(東京国際)空港における滑走路及び国際線旅客ターミナルの増設を含む施設の再拡張並びに24時間運用に伴い，大幅な増加が見込まれる出入国者に対応するため，東京入国管理局羽田空港出張所を廃止して同局羽田空港支局を新設し，円滑・迅速な出入国審査及び厳格な水際対策を両立して実施できる体制を整えた。

また，地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については，元来，外航船舶の乗員・乗客

の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に，その大半が全国の海港区域内に立地していたが，国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い，空港における出入国審査が主となったほか，長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより，これら行政のニーズの変化に応えるため，海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに，国際線が数多く就航している地方空港や，都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど，出張所の再配置に努めてきた（表 53）。

その結果，入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した昭和 56 年 4 月 1 日当時全国に 103 か所設置されていた出張所は平成 22 年 4 月 1 日現在で 61 か所となり，都道府県ごとに最低 1 か所の地方入国管理官署を設ける一方，昭和 56 年当時から約 4 割を縮減するに至っている。

これらの出張所については，各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず，不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密着した連携が必要であるところ，我が国に中長期在留する外国人を受け入れる地方公共団体ないし関係機関との連携といった観点も踏まえ，今後とも，出入国審査，在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう，より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し，合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

表 53　地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況

（平成22年4月1日現在）

区分／年度	廃止		設置	
	名称	所在地	名称	所在地
平成12	尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
	呉港出張所	呉市		
	唐津港出張所	唐津市		
	伊万里港出張所	伊万里市		
13	横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
	鹿児島空港出張所	姶良郡溝辺町		
	清水港出張所	清水市		
	田子の浦港出張所	富士市		
14	岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
	八代港出張所	八代市	岐阜出張所	岐阜市
	日立港出張所	日立市	大津出張所	大津市
	鹿島港出張所	鹿島郡神栖町	水戸出張所	水戸市
15	東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区
	渋谷出張所	東京都渋谷区	盛岡出張所	盛岡市
	室蘭港出張所	室蘭市		
	宮古港出張所	宮古市		
	大船渡港出張所	大船渡市		
	石巻港出張所	石巻市		
	佐世保港出張所	佐世保市		
	那覇港出張所	那覇市		
16	青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
	八戸港出張所	八戸市		
	横浜港出張所	横浜市		
	名古屋港出張所	名古屋市		
	名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町		
	堺港出張所	堺市		
	神戸港出張所	神戸市		
	水島港出張所	倉敷市		
	志布志出張所	鹿児島県曽於郡志布志町		
17	直江津港出張所	上越市		
19	大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区
	天王寺出張所	大阪市		
22	羽田空港出張所	東京都大田区		

（注）平成22年度の羽田空港出張所廃止は，羽田空港支局の新設に伴うものである。

第２節◆職員

❶ 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には，出入国管理業務に従事する職員として，入国審査官，入国警備官が配置されているほか，一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国管理局職員

入国審査官は，①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理，②収容令書又は退去強制令書の発付，③仮放免，④難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査を行うほか，法務大臣の補助機関として，在留資格審査等を行っている。

入国警備官は，①入国，上陸又は在留に関する違反事件の調査，②収容令書又は退去強制令書を執行するため，その執行を受ける者の収容，護送，送還，③入国者収容所，収容場における被収容者の処遇及び施設の警備など入管法違反者の取締りを行っており，「国家公務員法」及び「一般職の職員の給与に関する法律」の規定の適用については警察職員とされ，危険な業務に従事することも多いことから，公安職職員となっている。

入国警備官には，摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令を明らかにするため，７つの階級（上位から警備監，警備長，警備士長，警備士，警備士補，警守長，警守）が設けられている。

また，入国審査官及び入国警備官は，個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから，「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて，バランスのとれた国際感覚，外国人の多様な風俗，習慣，宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

❷ 増員

入国管理局関係の職員数は，平成 22 年度は 3,714 人で，５年前の 17 年度の 2,972 人と比べ約 25％，742 人増加している。しかし，この間も業務件数は高水準で推移しており，加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立，巧妙化する偽変造文書への対策，入国後の外国人に係る在留管理の強化，外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化，正規滞在者を装う偽装滞在者への対策など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し，国民の行政ニーズに応えていくためには，更なる増員が望まれる（図 25，表 54）。

図 25　入国管理官署職員定員の推移

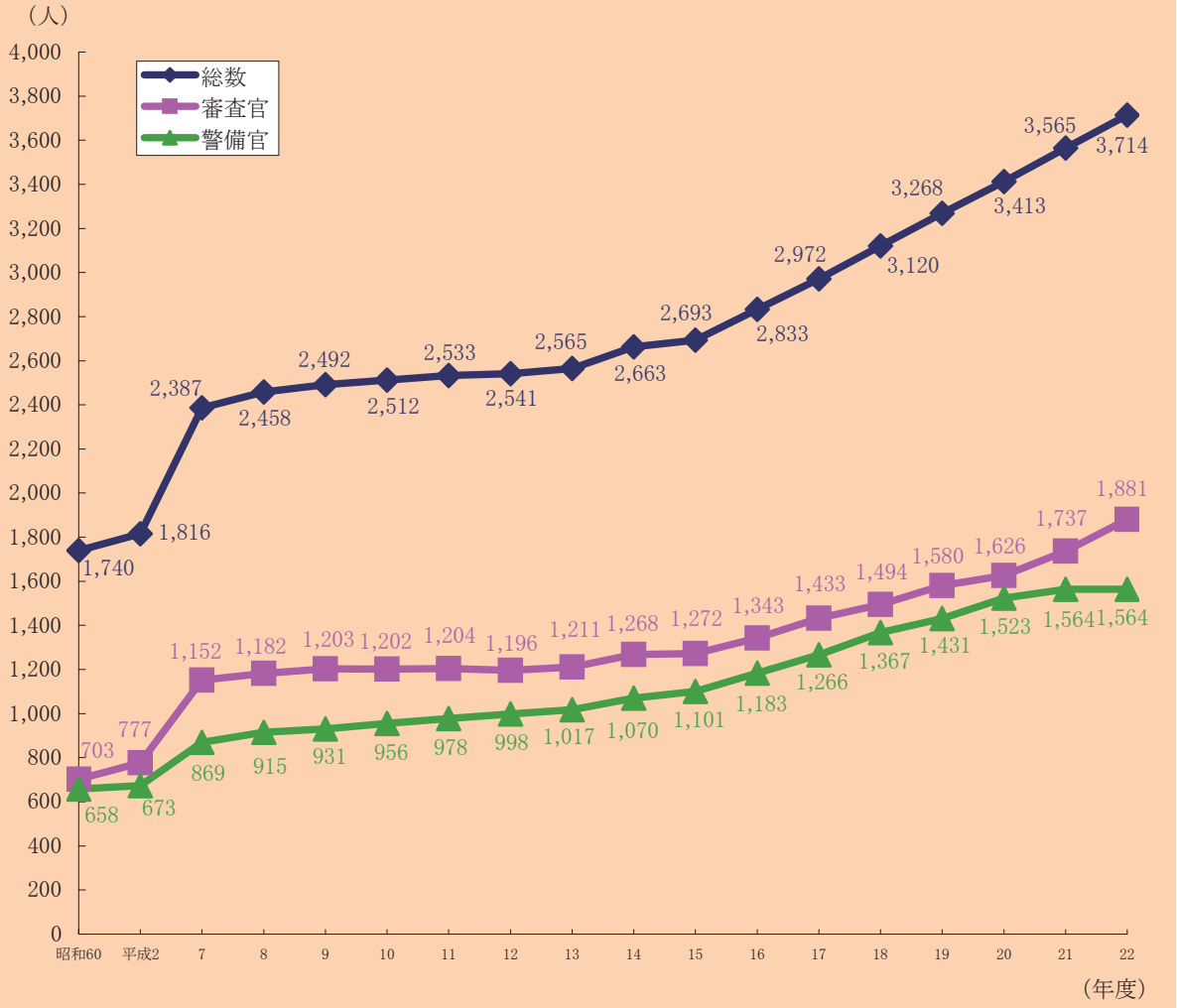

表 54　入国管理官署職員定員の推移

（人）

区分／年度	本省事務官	地方入国管理官署					総数
		事務官	審査官	警備官	その他	小計	
昭和60	169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成2	166	154	777	673	46	1,650	1,816
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
8	161	166	1,182	915	34	2,297	2,458
9	161	166	1,203	931	31	2,331	2,492
10	159	166	1,202	956	29	2,353	2,512
11	159	165	1,204	978	27	2,374	2,533
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
21	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
22	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714

平成 22 年度においては，入国審査官，入国警備官併せて 207 人が増員措置されており，その概要は以下のとおりとなっている。

（1）東京入国管理局羽田空港支局等における出入国審査体制の強化

平成19年1月に「観光立国推進基本法」が施行され，同年6月には，「2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にすること」を目指すとして「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。こうした中，外国人入国者数は19年には約915万人と過去最高を記録し，翌20年もほぼ同数で推移したところ，21年は世界的な景気後退等の影響を受けて一時的に減少したが，22年においては，羽田空港を始め滑走路あるいは国際線旅客ターミナルビルといった施設が拡張される空港や新規に開港する空港が複数あり，景気の回復とともに外国人入国者数の増加も見込まれている。今後，更に訪日外国人旅行者の積極的な誘致活動が展開されることが予想される中，観光立国の推進に向けて職員の機動的配置などによる審査待ち時間の短縮に努めると同時に，テロ対策，不法滞在者対策としての厳格な出入国審査を実施していく必要がある。

このため，平成22年度は羽田空港支局に入国審査官137人の増員が措置されたほか，新千歳及び茨城空港を管轄する出張所2か所に入国審査官合わせて10人が増員措置された。

（2）名古屋入国管理局等における在留管理体制の強化

我が国に在留する外国人が年々増加していく中，平成20年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（改定）」などにおいて，在留外国人の入国後のチェック体制の強化等を目的として外国人登録制度とともに在留管理制度全般の見直しを求められ，21年7月に改正入管法が成立・公布されたことは前述のとおりである（第2部第2章参照）。

今般の改正の一つの柱として，国際技能移転という制度本来の目的から乖離し，外国人が低賃金労働力として扱われている等の問題点が指摘されている「研修・技能実習制度」について，所要の改正を行うこととしたところ，法改正の国会審議においても実効性を担保するよう強く求められており，これら研修生等の受入団体における傘下受入機関に対する監理体制について，徹底した実態調査を行うことにより制度の適正化を図る必要がある。

このための要員として，名古屋入国管理局等に入国審査官23人の増員が措置された。

（3）東京入国管理局羽田空港支局における摘発体制の強化等

施設の再拡張に伴い24時間運用となり出入国者数の大幅な増加が見込まれる羽田空港においては，利用客の増加とともに不当な意図をもって同空港を利用しようとする者も増加すると考えられ，また，第三国への不法入国経路としてトランジットエリア（直行通過区域）を悪用した偽変造旅券の受け渡し事案などの発生も懸念されるところ，時間を問わず，不法入国者等の身柄を迅速かつ確実に確保し，退去強制手続を執り得る体制を整える必要があり，施設面においては，新たな国際線旅客ターミナルビルに収容場を新設することとしている。そこで，羽田空港内において発生する不法入国等の違反事件に係る違反調査及びトランジットエリア等における摘発・パトロールを実施することにより厳格な水際対策を推進するための違反調査・摘発要員として，また，新たに設置される収容場における適正な処遇と効率的な送還を実施するための処遇・監視・執行要員として，併せて入国警備官20人の増員が措置された。

（4）東京入国管理局等における難民審判体制の強化

難民の認定については，平成 17 年に難民審査参与員制度が導入されたことにより難民認定手続の公平性・中立性が一層高められている中，難民認定申請数（第 1 次審）は 17 年の 384 件から 20 年には 4 倍以上の 1,599 件に及び，21 年度において，10 人の難民調査官が増員措置された。

こうした中，第 1 次審で難民と認められなかった者からの異議申立て（異議審）も平成 17 年の 183 件から 20 年には 429 件と急増しているところ，21 年度の増員措置により処理能力が向上した第 1 次審に対応した難民審判要員として，東京入国管理局に 15 人，大阪入国管理局に 2 人の難民調査官が増員措置された。

3 研修

近年，我が国に出入国する外国人は年々増加し，また，在留の態様も多岐にわたっていることから，業務量の増大のみならず，入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには，入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり，これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいる。

研修風景

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者，中堅職員，管理者等を対象とした体系的な研修に加えて，職員の専門知識を向上させるために，専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして，偽変造文書鑑識従事者研修，入国・在留審査事務従事者研修，難民認定事務従事者研修，情報システム運用業務従事者研修，人権関係，メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また，入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから，職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し，業務に必要な語学能力の向上を図っている。

資料編８　予算等

第１節◆予算

出入国管理行政の予算の推移は，図 26 のとおりであり，近年の厳しい行財政事情の中，当局が推進する各種施策の実施に必要な経費が認められ，体制の整備・拡充が図られている。

また，電子計算機運用関連予算については，平成 22 年度予算において新たな在留管理制度へ対応するための経費が認められたことなどにより，同予算が大幅に増加している（図 26，図 27）。

図 26　予算額の推移

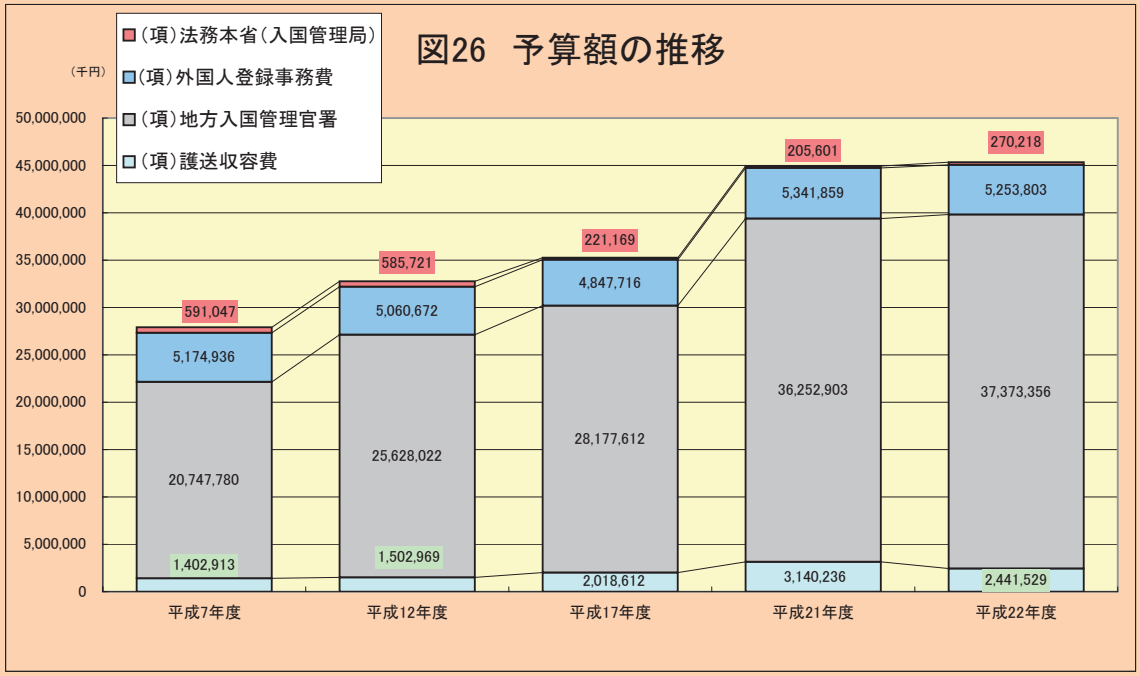

（注）予算額は当初予算額である。

・平成20年度予算において，事項の組み換えを行っており，当該年度以降の予算については，以下のように算出方法が変更されている。

・（項）法務本省（入国管理局）は，（項）法務本省共通費及び（項）出入国管理企画調整推進費の一部経費の合算額である。

・（項）外国人登録事務費は，（項）出入国管理企画調整推進費の一部経費である。
＊平成19年度以前の，（項）外国人登録事務費相当額である。

・（項）地方入国管理官署は，（項）地方入国管理官署共通費と（項）出入国管理業務費の一部経費の合算額である。

・（項）護送収容費は，（項）出入国管理業務費の一部経費である。

図 27　電算関連主要予算額の推移

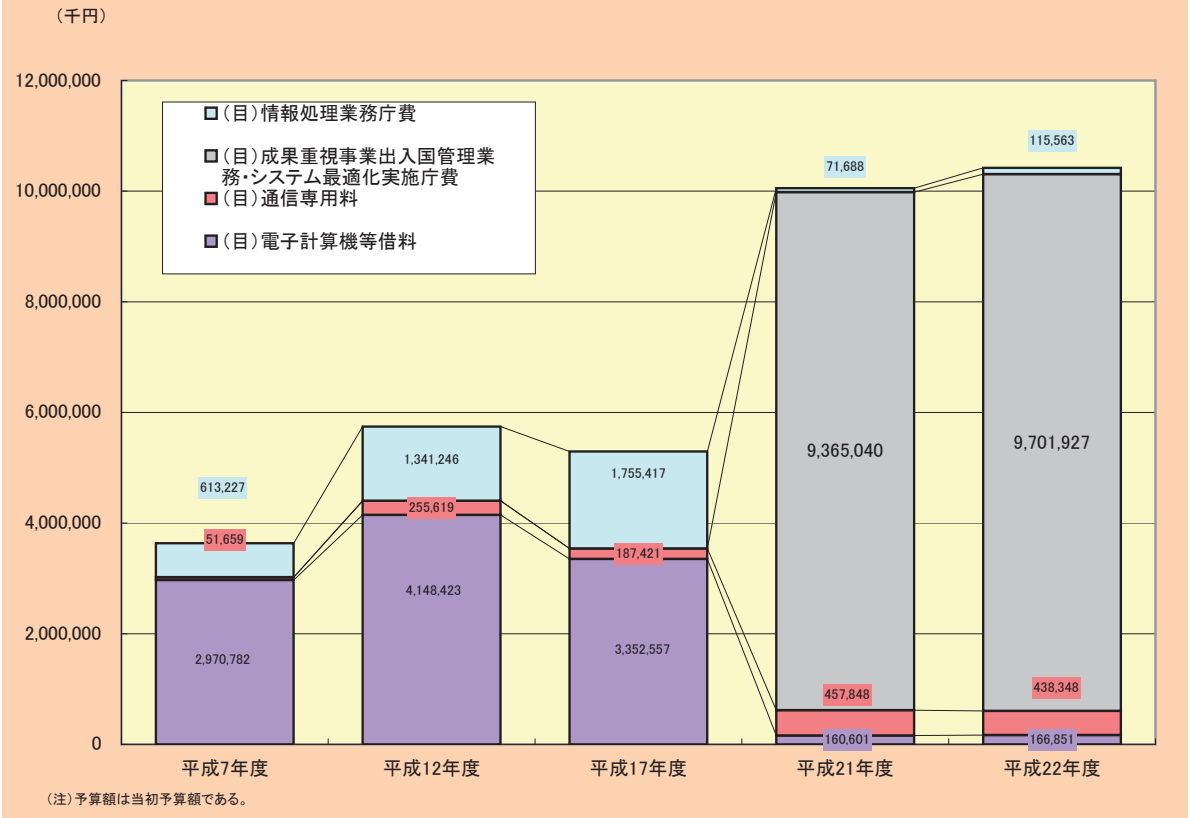

（注）予算額は当初予算額である。

第２節◆施設

平成 22 年３月 31 日現在，全国に８か所ある地方入国管理局は，法務単独庁舎（東京，名古屋，大阪），法務合同庁舎（仙台，高松），行政合同庁舎（札幌，広島）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また，地方入国管理局支局及び出張所は，法務単独庁舎（横浜），港湾合同庁舎，行政合同庁舎，空港ターミナルビルのほか，民間又は公有の施設に入居している。

さらに，全国に３か所ある入国者収容所は，いずれも平成５年以降に法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本，西日本）として整備している。

今日，国際化の進展に伴い，我が国に入国・在留する外国人は，年々増加傾向にあり，平成 22 年度においては，羽田空港の国際化・再拡張に伴い東京入国管理局羽田空港支局が設置されている。

入国管理局としては，今後も出入国管理行政の適正な運営を確保するため，必要に応じた施設整備を積極的に実施していきたいと考えている（表 55）。

表 55　収容定員の推移

（人）

区分＼年度		平成18	19	20	21	22
収容定員合計		3,410	3,848	3,848	3,998	3,998
	入国者収容所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	地方入国管理局	1,610	2,048	2,048	2,198	2,198

各年度3月31日現在（平成22年度は予定）

出入国管理（平成22年版）

平成22年11月発行

法務省入国管理局

〒100-8977　東京都千代田区霞が関１－１－１